様式第1号（第6条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

　　　　年　　月　　日

（あて先）那珂川市福祉事務所長

申請者氏名

　次の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を申請します。また、この申請の審査のため、住民基本台帳及び児童扶養手当の受給状況を閲覧されることに同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名  （申 請 者） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 | 年　　月　　日生  　　　　　（　　　　歳） |
|  |
| 児童の氏名  （受講者が児童の場合） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 | 年　　月　　日生  　　　　　（　　　　歳） |
|  |
| 住　　　所 | （〒　　　－　　　　）　　　　　　　電話（　　　）　　　－ | | |
| 受講施設の名称 |  | | |
| 講座の名称 |  | | |
| 受講科目 | 1　　　　　 　　2 　　　　　　　3　　 　　　　　4  5 　　　　　　　6 　　　　　　　7 　　　　　　　8 | | |
| 試験を免除できる科目 |  | | |
| 受講期間 | 年　　月　　日（受講開始日）から　　　　　年　　月　　日まで | | |
| 所要費用(予定) | 円（入学料　　　　　　　円、受講料　　　　　　　円） | | |
| 過去の受給の有無 | 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を  活用したことが（　ある　・　ない　）。 | | |
| （備考） | | | |

[注意事項]

1　支給の対象となるのは、対象講座について支払った入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2　①通信制の場合

受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（限度額10万円）です。受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（限度額12万5千円）です。ただし、受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金及び合格時給付金と合わせて限度額15万円）です。

②通学又は通学及び通信制併用の場合

受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（限度額20万円）です。受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（限度額25万円）です。ただし、受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金及び合格時給付金と合わせて限度額30万円）です。

3　指定申請書に記載の受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。

4　試験を免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

5　所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

6　対象講座の指定後、受講を取りやめた場合は、福祉事務所にその旨を報告してください。

7　給付金の支給を受けるには、改めて支給申請書（様式第3号）に添付書類を付けて手続を行う必要があります。